

## 会 議 録

会議の名称	那珂川市個人情報保護審査会
開催日時	令和3年9月1日（水）14時から14時15分まで
開催場所	那珂川市役所2階 第1・第2会議室
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 （非公開の場合のみ）	
出席者	(1) 委員 牟田会長、清永委員、菰田委員、高木委員、田中委員、山崎委員 (2) 市 事務局：江頭局長、脇坂 説明者：岩橋係長（都市計画課）
傍聴人数 （公開の場合のみ）	0人
議題及び審議の内容（下記のとおり）	
<p>議題</p> <p>&lt;個人情報の例外利用について&gt;</p> <p>① 例外利用（都市計画課）</p> <p>説明者から、調書の概要について説明。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;事業の概要&gt;</p> <p>福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域指定を行うにあたり、対象区域の地権者のうち山田地区以外に居住の方あてに説明会の案内文書及び指定の概要を送付する。那珂川市個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。</p> </div> <p>会 長 : 委員から質問はないか。</p> <p>委 員 : 山田地区に住んでいる人にも通知を送付するのか。</p> <p>説明者 : 対象区域に住んでいる人には、回覧等でお知らせすることを考えている。地権者が市内に住んでいるかどうかも含めて、地権者の状況を把握する。</p> <p>会 長 : 説明会はオンラインで行うのか。</p> <p>説明者 : 区域ごとに説明会を分けるか、文書でお知らせするか等を考えている。</p> <p>委 員 : 現在山田地区に住んでいなくても、山田地区の土地の所有者全員に通知するのか。</p> <p>説明者 : 県の条件に当てはまるエリアの土地を持っている人に対し、通知する。</p> <p>委 員 : 連絡のつかない人がいた場合はどうするのか。事業としてはそのまま進むのか。</p> <p>説明者 : 県が対象地区と指定すれば、事業は進んでいく。</p> <p>会 長 : 他に意見等ないか。それでは、福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域指定を行うにあたり、対象区域の地権者のうち山田地区以外に居住の方あてに説明会の案内文書及び指定の概要を送付するため、都市計画課が個人情報の例外利用を行うことについて、承認してよろしいか。</p>	

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。

委 員 : 別の地域で今回と同様の例外利用を行う場合は、個人情報保護審査会を開催する  
必要はあるのか。

事務局 : 今回承認いただいたことにより、同様のものであれば審査会に諮ることはない  
と考えている。

委 員 : 承知した。